



越前市森林整備計画変更計画書

計画期間
自 令和 3年4月 1日
至 令和13年3月31日

令和5年3月

福 井 県
越 前 市

計画変更の理由と始期

1 変更理由

森林法第10条の6第2項の規定に基づき、越前市森林整備計画の一部を変更する。

2 変更始期

令和5年4月1日から適用する。

3 変更項目

I 計画の大綱

第1 越前市の概況

(3) 森林・林業の現状

イ 林道等路網の現状

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第3 森林の整備に関する事項

2 造林に関する事項

(2) 天然更新に関する事項

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

3 間伐及び保育に関する事項

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

【スギ】

6 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 効率的な林業施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

地形傾斜に応じた作業システム及び路網密度

(6) 基幹路網の整備計画

第6 その他森林の整備に必要な事項

5 住民参加による森林の整備に関する事項

目 次

I 計画の大綱

第1 越前市の概況

- (1) 計画区における自然的背景 P 1
- (2) 社会経済的背景 P 1
- (3) 森林・林業の現状 P 2
- (4) 森林整備の課題 P 2

第2 計画樹立についての基本的な考え方 P 3

第3 森林整備の目標に関する基本的な考え方 P 3

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 P 7

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

- (1) 森林の整備及び保全の目標 P 7
- (2) 森林の整備及び保全の基本方針 P 8

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 P 1 1
- (2) 立木の標準伐期齢に関する指針 P 1 4
- (3) その他必要な事項 P 1 4

2 造林に関する事項

- (1) 人工造林に関する指針 P 1 4
- (2) 天然更新に関する指針 P 1 6
- (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 P 1 6
- (4) 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 P 1 7

3 間伐および保育に関する事項

- (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 P 1 7
- (2) 保育の標準的な方法に関する指針 P 1 9
- (3) その他必要な事項 P 1 9

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針 P 2 0

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	．．．．．	P 2 4
5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項		
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	．．．．．	P 2 5
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	．．．．．	P 2 5
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	．．．．．	P 2 6
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	．．．．．	P 2 6
6 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項		
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	．．．．．	P 2 7
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	．．．．．	P 2 7
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	．．．．．	P 2 8
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	．．．．．	P 2 8
(5) 林産物の搬出方法等	．．．．．	P 2 8
(6) 基幹路網の整備計画	．．．．．	P 2 9
(7) 細部路網の作設に関する事項	．．．．．	P 3 0
7 その他必要な事項		
(1) 林業従事者の育成及び確保に関する事項	．．．．．	P 3 0
(2) 林業労働者、林業後継者の育成方策	．．．．．	P 3 0
(3) 林業後継者等の育成	．．．．．	P 3 1
(4) 林業事業体の体質強化方策	．．．．．	P 3 1
第4 森林の保全に関する事項		
1 森林の土地の保全に関する事項		
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	．．．．．	P 3 1
(2) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項	．．．．．	P 3 1
2 鳥獣害の防止に関する事項		
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	．．．．．	P 3 1
(2) その他必要な事項	．．．．．	P 3 2
3 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項		
(1) 森林病虫害の駆除又は予防の方法	．．．．．	P 3 2
(2) 鳥獣害対策の方法(2に掲げる事項を除く。)	．．．．．	P 3 3
(3) 林野火災の予防の方法	．．．．．	P 3 3
(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	．．．．．	P 3 3
(5) その他必要な事項	．．．．．	P 3 3

4	その他森林の保全に関する事項	．．．．．	P 3 4
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項		
1	保健機能森林の区域の基準	．．．．．	P 3 4
2	保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する 指針	．．．．．	P 3 5
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する 指針	．．．．．	P 3 5
4	その他必要な事項	．．．．．	P 3 5
第6	その他森林の整備に必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	．．．．．	P 3 5
2	森林経営計画の作成要件及び区域の設定に関する事項	．．．．	P 3 5
3	針広混交林化に関する事項		
	(1) 針広混交林化に関する基本的事項	．．．．．	P 3 8
	(2) 針広混交林化の方法	．．．．．	P 3 8
4	森林の総合利用の推進に関する事項	．．．．．	P 4 0
5	住民参加による森林の整備に関する事項	．．．．．	P 4 0
6	その他必要な事項		
	(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている 森林に関する事項	．．．．．	P 4 0
	(2) 森林施業の技術及び知識の普及、指導に関する事項	．．．	P 4 1
	(3) 市有林の整備に関する事項	．．．．．	P 4 1
	(4) 木材利用の促進に関する事項	．．．．．	P 4 1
	越前市森林整備計画に関する用語の定義及び基準	．．．．．	P 4 2

I 計画の大綱

第1 越前市の概況

(1) 計画区における自然的背景

ア 位置

越前市は福井県のほぼ中央に位置し、北は鯖江市、越前町、東は池田町、南は南越前町、西は越前町、南越前町に接している。

イ 地形

本市は東部の越前中央山脈、西部の丹生盆地、南部の「越前富士」と呼ばれる日野山など400～700m級の山々に囲まれた武生盆地の旧武生市の中心部及び旧今立町の中心部に市街地を形成し、その周囲及び山沿いに多くの集落が点在している。

武生盆地の中央を県内三大河川のひとつ日野川が南北に貫流し、九頭竜川と名を変えて日本海に注いでいる。

旧今立町内に流れる鞍谷、岡本、月尾、水間、服部の5つの河川は鞍谷川に合流したあと、福井市内で日野川に合流している。

村国山や、本市と鯖江市に跨る三里山は、市民の憩いの場となっている。

(2) 社会経済的背景

ア 土地の利用状況

本市の土地面積は23,070haであり、土地利用の状況は農地3,640ha、(16%)、森林14,186ha(61%)、その他5,244ha(23%)である。

(土地利用の現況)

単位 面積：ha

土地面積	森林面積	農地			その他	
		総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
23,070	14,186	3,640	3,460	180	5,244	1,911

注 1 越前地域森林計画による。

イ 人口の動態

本市の人口総数は下表のとおりで、減少傾向にあり、65歳以上の人口は増え続け、山村地域における過疎化は依然として進行している。

単位：人

R1. 10.1 現在人口	H26. 10.1 現在人口	人口増減数
79,889	83,591	△3,702

ウ 地場産業の状況

本市の産業は、第一次産業の稲作を主体とした農林水産業と第二次産業の電気機械等工業が盛んである。

また、地場産業として和紙、打刃物等が特産工業として発達しており、特色ある産業が集積し、優れたものづくり技術に支えられた製造業が数多くある。

エ 交通の状況

主要交通網として、鉄道ではJR西日本の北陸本線が中央を縦貫し、私鉄の福井

鉄道が身近な交通手段として通勤、通学に利用されている。

基幹道路としては、北陸自動車道のほか、国道8号と一般国道、主要地方道があり、県道、市道と連結して観光道路としても大きな役割を果たしている。

(3) 森林・林業の現状

ア 森林資源の現状

本市の森林面積のうち、私有林面積は14,131haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は7,805ha、天然林の面積は6,083ha、その他は242haで人工林率は55.2%となっている。

イ 林道等路網の現状

令和3年度の林道(軽車道含む)延長は148,620m、林道密度10.5m/haで、県平均の8.4m/haに比べて高くなっている。

(作業路網等の整備の概況)

単位 面積:ha 延長:m 密度:m/ha

森林面積	林道		森林作業道		林道+森林作業道	
	延長	密度	延長	密度	延長	密度
14,131	148,620	10.5	300,806	21.3	449,426	31.8

- 注 1 森林面積(私有林)は、令和4年3月31日現在の数値である。
2 林道、作業路の延長は、令和4年3月31日現在の数値である。

ウ 制限林の現状

制限林に指定されている私有林面積は、令和元年度末で、2,362haで私有林面積の約17%を占めている。この内訳は延べ面積で保安林が1,576ha、その他砂防指定地区及び急傾斜地崩壊危険地区等で、786haが指定されている。

エ 林業労働力の現状

本市の林業就業者は、保有山林規模の零細性や木材価格の低迷等から大部分が他産業との兼業者が多く、高齢化の傾向にある。

このような状況の下で、各森林組合は労働力の確保・育成を図るため、福井県森林整備支援センターとの連携を通じ、新規就労者の募集や斡旋、職業訓練研修等に努めるとともに、就労環境の改善等にも取り組んでいる。

森林組合は、森林所有者の協同組織体として作業班員の確保、育成に努めながら、造林、保育、間伐作業等の森林整備事業を始め、組合事業の多角的経営に取り組んでおり、今後も地域林業の担い手として重要となっている。

(4) 森林整備の課題

本市は豊かな自然環境に恵まれ、森林に求められる役割も多様であり、地域住民が憩う都市近郊林としての役割が求められる一方、スギをはじめとした人工造林地を中心に林業生産活動の場として利用されている。

しかし、木材の需要低迷に伴う採算性の悪化や林業従事者の高齢化などから大変厳しい状況に陥っているため、人工林の保育活動や森林の多面的機能の持続的発揮ができる取組みを進めている。

第2 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本市の約61%を占める森林は、木材等林産物の供給、水源の涵養、生活環境の保全、保健・文化・教育的活動の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化防止に関する二酸化炭素の吸収・固定源としての役割など、森林の重要性がますます高まってきている。また、平成16年7月に市内で発生した豪雨災害では、下流域に大きな被害をもたらした。このため、市民生活の安全、安心を確保する観点から、災害に強い森づくりが求められている。

このような多様化・高度化する市民の要請に応えるためには、森林整備の推進を通じ森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要となっており、その状況を適確に把握するため、森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの効果的な活用を図る必要がある。

一方、林業においては、採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、林業経営のみならず直接市民の生活に関わる森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。

さらに、森林資源を有効に活用しながら、循環的に木材を利用していくことが重要であり、「木を伐って、木を使う」ことを推進する必要がある。

このため、循環を基軸とした森林施業を永続的に推進していくとともに、災害に強い森づくりを進めるため、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」の基本理念のもと、地域の特性を踏まえ、森林・林業基本計画及び全国森林計画に即しつつ「ふくいの森林・林業基本計画」（令和2年3月策定）も考慮しながら定めるものとする。

第3 森林整備の目標に関する基本的な考え方

本計画における森林整備の目標の設定に当たっては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるという基本的な考え方のもと、これらの森林に係る自然的条件及び社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるため、その期待する機能ごとに「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「保健文化機能林」、「木材生産機能林」及び「生活環境保全機能林」の5つの区域に区分される。

この5つの区域を、森林整備を効率的に推進する観点から、環境的な側面と経済的な側面の2つに大別し、主として水源涵養などの公益的機能の発揮を重視する森林を「環境保全の森」、主として木材生産機能の発揮を重視する森林を「資源循環の森」として森林整備を進めるものとする。

(1) 「環境保全の森」：森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

・主として水源涵養、山地災害防止機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	① 育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交林の複層状態の森林へ誘導	
	② 天然生林	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林
	③ 育成単層林	・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理	・緩傾斜

・主として生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視し、維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全及び創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①天然生林	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育生息地である森林、優れた自然を構成する森林は、自然状態での維持を基本として保全・管理	
	②育成複層林	・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・都市近郊林、里山林等
	③育成単層林	・針葉樹単層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理	・里山等の緩傾斜

(2) 「資源循環の森」：木材の持続的な生産を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じて公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

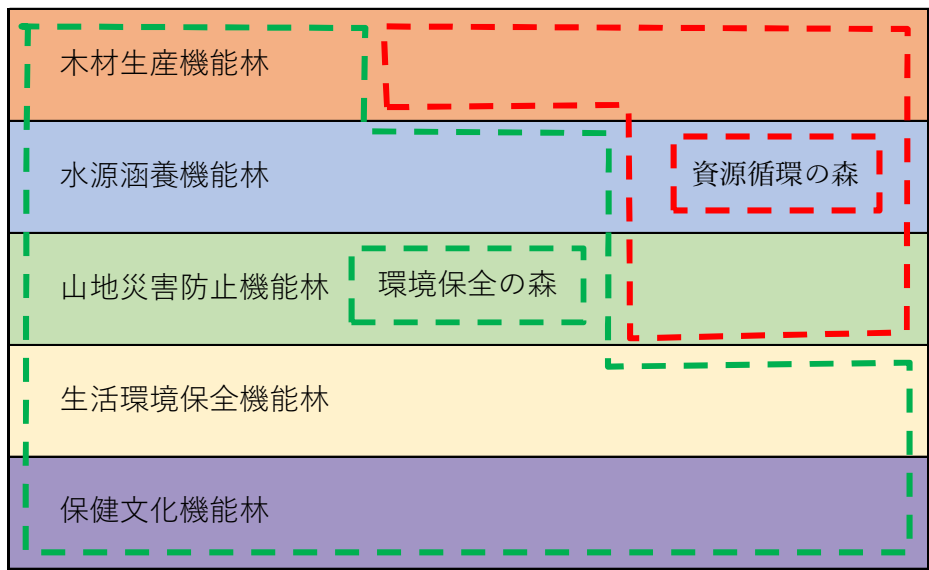
・主として木材生産機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。

この場合、林道等の基盤整備、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、水源涵養、山地災害防止の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう留意するものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	①育成単層林	・高い成長量を有する針葉樹単層林は適切な保育・間伐及び多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理	・緩傾斜
	②育成複層林	・針葉樹単層林は群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導	
	④天然生林	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林

目指すべき森林の区分と森林機能森林区分との関係（概念図）



(参考)

育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐（抜き伐り）等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持される森林。従来の複層林、育成天然林施業で複層状態の森林の他に、複層状態の針広混交林がこれに相当する。

天然生林

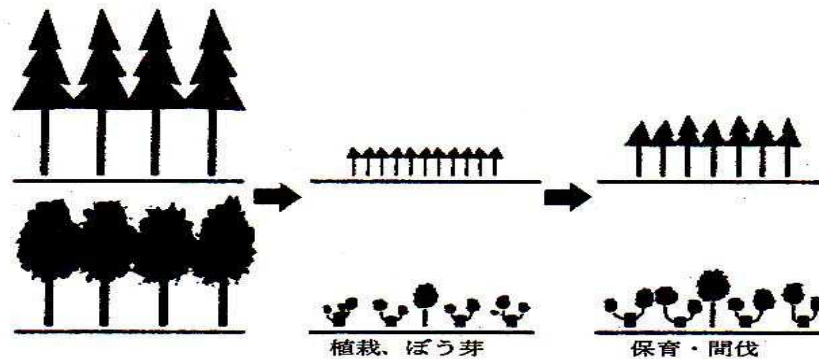
主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。

育成林

植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

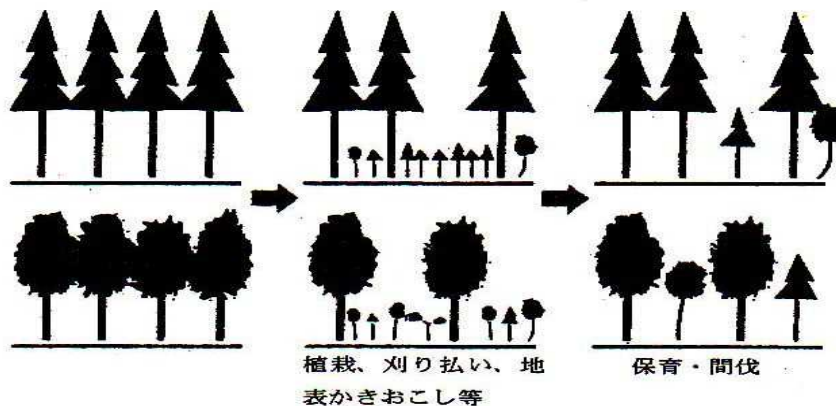
育成単層林

（林木の一定のまとまりを一度に全部伐採）



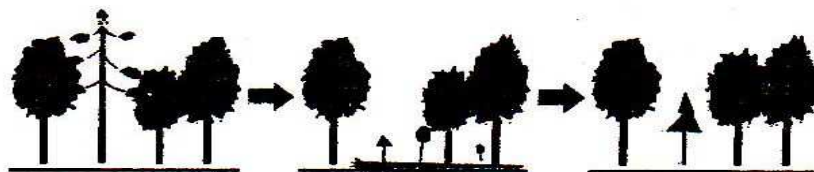
育成複層林

（択伐等により部分的に伐採）



天然生林

主として天然力の活用により、保全・管理する森林



II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位：ha

区分	面積	備考
越前市	14,131	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
2 本計画の対象森林は次の事項の対象となる。
(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届け出
(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）
3 調査時点：森林面積は令和4年3月31日現在による。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- (1) 森林の整備及び保全の目標
発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備及び保全の確保に当たって、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。
- ① 水源涵養機能
下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
 - ② 山地災害防止機能／土壌保全機能
下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
 - ③ 快適環境形成機能
樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
 - ④ 保健・レクリエーション機能
身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林
 - ⑤ 文化機能
史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
 - ⑥ 生物多様性保全機能
原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、また、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

ア 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い、懸念される豪雨災害の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林 GIS の効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、発揮を期待する機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重複する機能に応じて、市内の森林を「水源涵養機能林」、「山地災害防止機能林」、「保健文化機能林」、「木材生産機能林」、「生活環境保全機能林」の5つの区域に区分する。

更に、主として公益的機能の発揮を重視する森林として「環境保全の森」、主として木材生産機能の発揮を重視する森林として「資源循環の森」に大別することとし、

- a 育成単層林における保育・間伐の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然生林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病虫害・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及及び定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

イ 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備及び保全の方針

① 水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

③ 生活環境保全機能林

市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

④ 保健文化機能林

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑤ 木材生産機能林

市民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(参考) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備推進方向

項目	水源涵養機能林 山地災害防止機能林	保健文化機能林	木材生産機能林
○基本方向	・高齢級の森林への誘導及び伐採に伴う裸地面積の縮小・分散	・自然環境等の保全・創出	・効率的・効果的な木材資源の活用
○主な施業と誘導方向 育成単層林	・針葉樹単層林(緩傾斜、高生長量)は適切な保育・間伐と伐期の長期化を基本とした単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(里山等の緩傾斜、高生長量)は景観等への影響を配慮した適切な保育・間伐を基本として単層状態の森林として育成・管理	・針葉樹単層林(緩傾斜、高成長量)は適切な保育・間伐と多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理
育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交複層状態の森林へ誘導 ・保安林等の天然生林は更新補助等により複層状態の森林として育成・管理	・都市近郊や里山林等は、広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有するや抜き伐り等により複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介入し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助等により複層状態の森林へ誘導
天然生林	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助や植栽など適切に保全・管理	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林をはじめ、優れた自然を構成する森林は必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全・管理	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理

ウ 環境保全の森及び資源循環の森と発揮を期待する機能に応じた森林との関係

① 環境保全の森

- 発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源循環の森を除いた森林
- 発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

② 資源循環の森

木材の持続的な生産を主目的とする次の基準(目安)をすべて満たす人工林

- ・ 標高 800m未満(スギの場合、樹種により異なる。)
- ・ 傾斜 35度未満
- ・ 林道等からの距離 500m未満
- ・ 普通林又は禁伐・択伐の指定がない制限林

※ 但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林などは「資源循環の森」としていく。

(参考) 各区分の区域の考え方

区分	発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林)	森林の有する機能
環境保全の森	・木材生産機能林	・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林
	・水源涵養機能林	・主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林
	・山地災害防止機能林	・主として山地災害防止機能／土壤保全機能の維持発揮を図る森林
	・生活環境保全機能林	・主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林
	・保健文化機能林	・主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林
資源循環の森	—	・主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する)

(3) 災害に強い森づくりの基本方針

平成16年に発生した福井豪雨の教訓を生かし、市民生活の安全を確保する観点から、災害に強い森づくりのための森林施業を積極的に推進する。

具体的な森林整備の進め方として、

- ① 草地等未立木地における森林の造成促進
- ② 生育不良な林分における林層の改良
- ③ スギ等人工林における間伐等の実施を通じた根茎発達の促進や下層植生の充実等を推進する。

また、土石流に伴い発生する流木を防止するため、

- ① 溪畔部における立木の根張りの発達促進のための間伐
- ② 河川、溪流部の間伐の処理方法
- ③ 豪雨時の洪水水位以下への植栽の会費等を考慮した森林の管理に努める。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本としつつ、市内の気候、地形、土壤等の自然的条件、既往の施業体系、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を踏まえ立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めるものとする。

ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

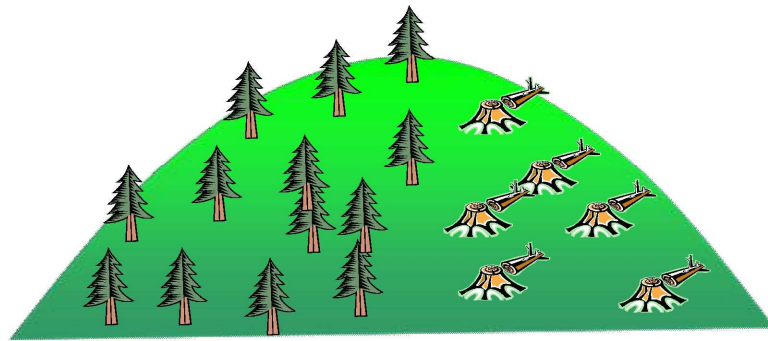
ア 立木竹伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

【皆伐】

皆伐については、主伐のうち択伐以外とする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び

伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。

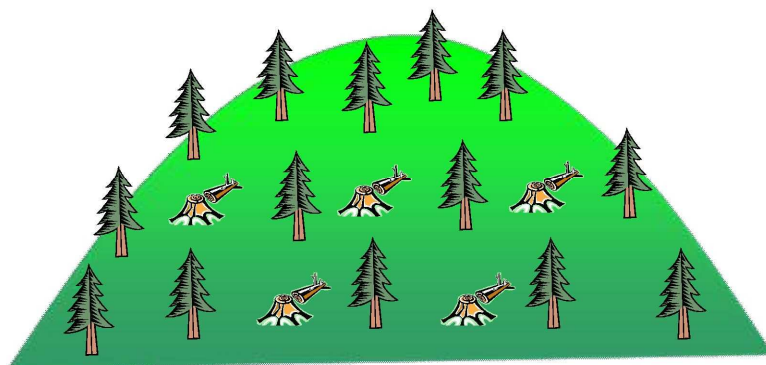


皆伐イメージ図

【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として材積伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。



択伐イメージ図

イ 主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号）及び「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和元年5月28日付け県材第411号）を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために、必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（参考）① 育成単層林

気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、

人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、次の事項に留意の上、実施するものとする。

- (ア) 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の発揮に対する影響度を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適切な更新を図ることとする。
- (イ) 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増する等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮し、森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に応じた林齢で伐採するものとする。

② 育成複層林

間伐・択伐等により部分的に伐採し、複数の層を構成する森林。

気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次の事項に留意の上、実施するものとする。

(ア) 松くい虫被害林（アカマツ・クロマツ林）

松くい虫による被害林については、被害木の伐倒駆除等を実施し、下層に人工造林や天然更新により複層林へ誘導するものとする。

(イ) 天然生広葉樹林

ブナ、ミズナラ等を主体とした天然林において、過熟な林木を対象に伐採し、森林の若返りを図り、活力ある森林へ誘導するものとする。

また、成育途上にある森林であっても、有用な樹木を主体に、生育条件の改善のために不用木を伐採し、複層林へ誘導するものとする。

(ウ) 短期二段林

水源涵養機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、主伐の数年から数十年前に利用径級に達した立木を伐採し、下層に造林して短期二段林へ誘導するものとする。

なお、冠雪害等気象災害によって生じた被害木は伐採するとともに、生じた林孔へ造林し、モザイク的択伐林へと誘導するものとする。

(エ) 針広混交林

山地災害防止機能林などで、森林の諸機能の維持増進をより図らなければならないスギ、ヒノキを対象に、段階的に立木を伐採し、下層に高木性広葉樹の植栽や天然更新で複層林へ誘導するものとする。

③ 天然生林

主として天然力の活用により、成立させ維持する森林気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、次のことに留意の上実施するものとする。

この場合の1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は、育成複層林に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である標準伐期齢は、下記のとおりとする。

なお、標準伐期齢は標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齢で主伐する場合には、当該森林の自然条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断する。また、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

単位（伐期齢：年）

地域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	ブナ・ミズナラ	その他広葉樹
越前市全域	40	45	40	65	25

(3) その他必要な事項

該当なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森において行うこととする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種の選定に当たっては、適地適木を基本として、森林の立地条件、造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるとともに、無花粉・少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木や本市の気候に適した特定苗木などの成長に優れた苗木が普及した際は、それらの利用に努めるものとする。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土品種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員等とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとし、加えて花粉の少ない森林への転換

を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

人工造林の対象樹種	備考
スギ・ヒノキ・クヌギ・ナラ類・ブナ・ケヤキ	

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数、生産目標及び施業体系や社会的要請等を勘案して幅広く定めるものとする。

人工造林の植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	2,500	
ヒノキ	中仕立て	2,500	
広葉樹	中仕立て	2,500	

なお、植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低コスト化を図る場合等定められた標準の植栽本数(スギ・ヒノキの場合2,500本/ha)から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

この際、低密度植栽の推進等の観点から、スギ等については、1ヘクタール当たり2,000～2,300本より低コストな植栽を検討するものとする。

木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森については特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

② 人工造林の標準的な方法の指針

(ア) 地拵えの方法

地形に合わせ、全刈り筋置き地拵え又は、雪害防止と地力維持を図るための地拵え(階段切等)を行うものとする。

(イ) 植付け方法

雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植え又は三角植えとする。

また、植付けにあたり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げた、ていねい植えとする。

なお、植付け時期は、10月～11月の秋植え又は、4月の春植えとし、早春のフェーン現象時は植付けを避けるものとする。

(ウ) その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源循環の森については特にコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によ

るものについては、次のとおりとする。

皆 伐	択 伐
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までの期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

※ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林についても同様とする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の樹種の選定にあたっては、福井県天然更新完了基準（令和4年9月改訂）に例示されている高木性の在来樹種とする。

なお、福井県天然更新完了基準で定めた群状伐採及び帯状伐採に該当する場合は、同完了基準で同様に例示されている一部の小高木等についても更新対象樹種に含めることができる。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

萌芽更新については、伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づき更新状況の確認を行うこととし、当該萌芽の優劣が明らかとなる5年目頃に、根又は地際部から発生している萌芽を1株当たりの仕立て本数3本～5本を目安として、萌芽整理を行うことを定めるものとする。

笹や粗腐食の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいは、かき起しを行うこと、発生した稚樹の生育を促進するための刈出しを行う他、更新の不十分な箇所には植込みを行うことを定めるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものについては、原則として、伐採後概ね5年を超えない期間を目安として定めるものとする。

エ 天然更新完了確認に関する指針

天然更新が完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数10,000本/haとし、その立木度3以上の状態（天然更新すべき立木の本数3,000本/ha以上）を基準とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

種子を供給する母樹が存しない森林や天然稚樹の生育が期待できない森林等、天然力による更新が期待されない森林、又は周辺の伐採跡地の天然更新の状況から見て、更新が図られていない地域については、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定するものとする。

また、未立木地が存在する場合や森林の早期回復に対する社会的要請の高い地域については、植栽による更新を積極的に進めるものとする。

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

ただし、Ⅱの第5の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

イ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
全域	上記（1）の基準に照らし、天然更新が期待できない森林に限る。

(4) 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

ア 造林に係る対象樹種

- ① 人工林の場合 2の(1)アによる。
- ② 天然更新の場合 2の(2)アによる。

イ 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)のエ 天然更新の対象樹種の期待成立本数による。

3 間伐及び保育に関する事項

既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、計画事項を定めるものとする。ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがある場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。

(スギ 2,500本/h a 植栽)

地位	間伐回数	林齢(年)	樹高(m)	間伐率(%)	伐採後の成立本数
上	(自然枯死)				(2,300)
	初 回	15	8	10	2,100
	2回目	20	11	14	1,800
	3回目	25	14	17	1,500
	4回目	30	16	27	1,100
	5回目	35	18	27	800
	6回目	45	22	25	600
	(7回目)	60	26	17	500
	(8回目)	80	31	20	400
中	(自然枯死)				(2,000)
	(除伐)	12	5	20	1,650
	1回目	28	11	27	1,200
	2回目	43	16	36	770
	(3回目)	60	21	30	540
	(4回目)	80	24	26	400
下	(自然枯死)				(2,000)
	1回目	28	6	23	1,650
	2回目	43	12	36	1,050
	(3回目)	60	13	30	750
	(4回目)	80	26	26	550
間伐木の選定方法	間伐木の選定は、林分構造の適性化を図るよう、形質不良木等を主として、上記の間伐率を目標とする。				

※ () 書きは、大径材を生産する場合の高齢級間伐を示す。

※ 地位の上中下はそれぞれ特Ⅰ等地、Ⅱ等地、Ⅳ等地を示す。

※ 材積に係る伐採率は35%以下とする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

【スギ】

作業種	林 齢	回数	備 考
根 踏 み	2年生	1回	融雪直後に植栽木(根浮)の根元に、土をかけてよく踏み固める。
下 刈 り	2年生から	7～8回	年1回を原則とするが、雑草繁茂の著しい所では、2回刈りを実施する。 2回刈りは1回目6月、2回目8月中を標準とする。 ※4回目以降については雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施
雪 起 し	3年生から	8～10回	融雪後直ちに実施する。
つる切り	9年生から	2回	下刈り終了後、つる類の繁茂状況に応じ、除伐時に併せて行う等、適切に実施する。
除 伐	9年生から	2回	生育が阻害されている箇所及び阻害されるおそれのある箇所を対象に実施する。
枝 打 ち	13、17、21 25、30年生	5回	13年生頃から実施し、伐採前10年までに完了する。

(注)この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり、実行にあたっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、自然条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

(3) その他必要な事項

除伐、間伐にあつては、山ぎわ地域を重点的に進め、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成するものとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等については、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分するものとする。

ただし、各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とするともに、その区域が分かるよう明示する。

なお、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、公益的機能別施業森林等の区域及び公益的機能別施業森林等における施業の方法を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

森林の保全に関する基本的な事項に示された森林の有する機能のうち、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を設定する。

具体的には、「水源かん養機能林」「山地災害防止機能林」「保健文化機能林」とする。

ア 区域の設定の基準に関する指針

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1により定める。

① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

ダム集水区域や主要河川上流に位置する森林及び地域の用水源等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

② 山地災害防止機能林（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

土砂の流出・崩壊その他災害の防備のための森林で、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

③ 生活環境保全機能林（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、風、霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉じん等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林等の生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

④ 保健文化機能林（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

優れた自然景観等を形成する市民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林又は地域の生態系や生物多様性の保存に不可欠な森林を区域として設定し、これら機能の維持増進を図るための森林整備を効果的に推進する。

なお、森林の構成及び配置状況、市民の意向等から判断して、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成することが適切な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として、その区域を定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

① 水源涵養機能林（水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、自然条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散並びに伐採年齢の延長を図るものとする。

下表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定める。

水源のかん養機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮の必要のある森林については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とする。

森林の伐採齢の下限

区 域	樹 種	
	スギ	ヒノキ
水源涵養機能林 (特に機能の発揮の必要がある森林)	50年 (概ね80年)	55年 (概ね90年)

② 山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林

（土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

（保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林）

次のaからcの森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、（ウ）の択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとし、それ以外の森林については、（イ）の複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、（ア）の長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する場合は（エ）の特定広葉樹育成森林を推進すべき森林として定める。

- a) 傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝縮力の極めて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林
- b) 都市近郊林等に存在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- c) 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、広葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期は概ね標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすることを定めるものとする。

林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を、防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採するものとする。

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

複層林の造成にあたっては、当該森林の林齢が標準伐期齢に達した森林について、伐採を実施して下層木の植栽、又は天然更新により実施するものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を確保するため、伐採が終了した日を含む伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。）の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、本計画において定める標準的な本数を基準とし、伐採に係る伐採材積の比率に応じて植栽する。

なお、天然更新を選択した場合は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了を確認する。また、更新が未了と判断される場合にあっては7年を経過する日までに追加的な天然更新補助作業又は、植栽を実施すること。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。

また、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って林内相対照度が低下し、下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるものとする。

(ウ) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

(イ)の方法に加えて、択伐の程度については景観の維持や保健・文化・教育的利用、生活環境保全機能の特質を阻害しない範囲とするが、適切な伐区の形状・配置、保護樹林帯の設置により当該機能の確保ができる場合は帯状伐採等の小面積皆伐によるものとする。

ただし、材積伐採率についてはいずれも30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。

(エ) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

特定広葉樹は、現存樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の立木の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又は、その状態を維持するため、伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適切な生育を確保することが困難な森林の伐採跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の適切な更新を図るため必要に応じ刈り出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。

特定広葉樹の適切な生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種	
	スギ	ヒノキ
山地災害防止機能林、保健文化機能林のうち、長伐期施業を推進すべき森林	概ね80年	概ね90年

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林の区域については、別表2により定める。

(2) 木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準に関する指針

・ 木材生産機能林

木材の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持管理を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法に関する指針

・ 木材生産機能林

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		【ゾーニング図参照】	13,711.46
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【ゾーニング図参照】	259.31
	快適な環境の形成の機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林		0
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【ゾーニング図参照】	181.74
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		【ゾーニング図参照】	13,007.63

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	【ゾーニング図参照】	13,200.52
	長伐期施業	【ゾーニング図参照】	510.94
土地に関する災害の防止 土壌の保全の機能、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業	【ゾーニング図参照】	441.05
	択伐以外の方法による複層林施業		0
	択伐による複層林施業		0

5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の集約化、林業従事者の確保・育成、林業機械化の促進及び県産材の流通・加工体制の整備などを以下により総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林組合等による森林施業受委託の促進

不在村森林所有者の増加及び森林所有者の高齢化が進んでいる地域等にあつては、森林組合等による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、集落を単位として組織化を図るものとする。

特にコミュニティ林業で木材生産を進める組織「地域木材生産組合」については、県の指導や森林組合等の協力を得て設立を進めるものとする。

ウ 森林施業共同化の指導體制の強化

森林施業共同化の促進に資するため、県(林業普及指導員)、市、森林組合等が連携し森林所有者に対する指導活動を強化するものとする。

エ 境界の整備など森林管理の適正化

今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

ア 適切な森林の経営管理の促進

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲

と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、森林経営管理法（平成30年5月25日成立。平成31年4月1日施行）に基づく市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

イ 経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等の優先
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業事業体の体質強化・育成

森林組合等林業事業体の事業合理化を進めるため、事業量の安定適確保を図るとともに、経営の多角化、広域合併等による組織・経営基盤の強化を推進し、林業事業体の体質強化を図るものとする。

また、森林組合との連携強化や低コスト搬出技術の習得などにより、競争力のある民間事業体を育成するものとする。

イ 林業後継者の育成・林業従事者の確保

林業経営を担うべき人材を確保・育成するため、伐採方法や搬出方法、販売方法等の技術習得により自伐林家を育成するとともに、県と連携して林研グループ等が行う交流活動を支援し、林業後継者を育成するものとする。

林業従事者の確保については、ICT技術による生産拡大と効率化を進める。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、地域に適した高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとする。

このため、林業事業体への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進する体制を、県と連携して整備し、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

イ 高性能機械を主体とする林業機械化の導入目標

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
大規模專業型 緩傾斜地～ 急傾斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ プロセッサ フォワーダ タイプ
大規模專業型 中傾斜地～ 急峻地	高性能大型架線系	タワーヤーダ スイングヤーダ プロセッサ タイプ

6 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、山ぎわなどの将来にわたり育成単層林として維持す森林などを主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進していくこととする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

ア 路線の選定及び施工

路線の選定に当たっては、風致の維持及び文化財の保護等に十分考慮した選定を行うものとする。

また、溪流沿いの林道においては、溪流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、溪流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

イ 自然環境への配慮

路網の施工に当たっては、現地地形に即した線形を採用し切土盛土法面の縮小に努めるとともに、緑化が必要な場合は在来種を適用すること。

また、間伐材等の利用促進を図るため、丸太伏工等の木製構造物を積極的に取り入れるなど環境に配慮した工法を採用していく。

ウ 林道の維持管理

路網の維持・管理にあたっては、管理主体が定期的にパトロールを行うなど適正な管理に努めるものとする。

なお、基幹となる林道など通行量が多い路線については特に留意すること。

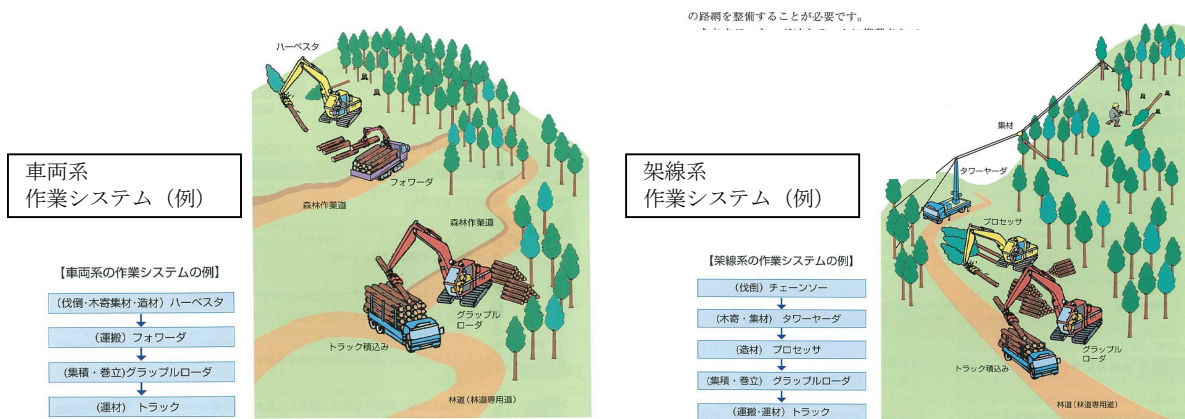
エ 森林作業道の整備

林道と施業対象地を機能的に連結し、保育・間伐等集約的な施業を確保するため、森林作業道の整備を促進するものとする。特に所有規模の小さい森林が多く、それらの森林について集落単位など一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林作業道を開設し利用管理を行うなど、効率的な路網の整備に努めるものとする。

地形傾斜に応じた作業システム及び路網密度

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網 (林道・林業専用道)
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m以上	30 ~ 40m
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	85m以上	23 ~ 34m
	架線系 作業システム	25m以上	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	60 (50)m以上	16 ~ 26m
	架線系 作業システム	20 (15)m以上	
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m以上	5 ~ 15m

注：「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

間伐等の森林施業を実施することが望ましいものの既設路線がなく基幹路網の開設が必要な区域を、路網整備等推進区域とし、路網の整備と森林施業の効率化により低コストの森林施業を推進する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

「林道規程」「林業専用道作設指針」「森林作業道作設指針」「福井県林業専用道作設指針」「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出方針」令和3年3月16日付け2林整整第1157号)及び「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」(令和元年5月28日付け県材第411号)を踏まえ、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
 該当なし

(6) 基幹路網の整備計画

ア 本市の基幹路網について、越前地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設、拡張に関する計画について、今後5ヶ年間に開設、拡張を計画している基幹路網を下表に定めるところにより図示する。

開設／ 拡張	種類	位置 (林班)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年間の計 画箇所	備考
開設	自動車道	88 他	三ツ木谷線	3,400	93		
開設	自動車道	211 他	笹尾野支線	1,500	35		
開設	自動車道	159	火与地線	1,000	56		
開設	自動車道	97	芦谷支線	438	21		
計			4 路線	6,338			

開設／ 拡張	種類	位置 (林班)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年間の計 画箇所	備考
拡張 (改良)	自動車道	88 他	三ツ木谷線	800	93		
拡張 (改良)	自動車道	110	図名線	175	27		
拡張 (改良)	自動車道	162	東山線	550	50		
拡張 (改良)	自動車道	271 他	長谷赤谷線	1,775	113		
拡張 (改良)	自動車道	252 他	高尾山清根線	4,315	70	○	
拡張 (改良)	軽車道	59 他	東日野線	1,600	141	○	
拡張 (改良)	軽車道	54	高岸線	150	54	○	
拡張 (改良)	自動車道	108	赤萩谷線	808	51	○	
計			8 路線	10,173			

開設／ 拡張	種類	位置 (林班)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5カ 年間の計 画箇所	備考
拡張 (舗装)	自動車道	137	鴨谷線	1,495	50		
拡張 (舗装)	自動車道	177 他	総ヶ谷線	3,390	141		
拡張 (舗装)	自動車道	172	天城線	2,000	64		
拡張 (舗装)	自動車道	275 他	深山線	1,080	78		
計			4路線	7,965			

イ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(7) 細部路網の作設に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等、適切な規格・構造の路網整備を図ることとし、路網の規格・構造についての基本的な考え方としては、「森林作業道作設指針」「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

7 その他必要な事項

(1) 林業従事者の育成及び確保に関する事項

本市の森林所有者の多くが5ha未満の小規模所有者であり、保有森林も若齢林が多く点在していることが多いため、生産性が低く林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。

従って、森林施業の共同化等、合理化を進めるとともに、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働の軽減を図る。

(2) 林業労働者、林業後継者の育成方策

林業労働者の主たる就労の場である森林組合の各種事業の受委託も拡大を図りつつ、作業班員の労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、県と連携して、林業従事者に対して技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を図る。

また、森林所有者や地域住民等を対象に行う林業体験等の取り組みを通じて、森林の持つ公益的機能、林業の社会的意義や役割、魅力等について積極的に紹介する。

(3) 林業後継者等の育成

- ア 県内外の先進的な林業経営体等の動向把握に努め、林業後継者等に対し、積極的に情報を提供することで、林業経営の魅力を高めるように努める。
- イ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術の啓発、普及及び後継者の育成に努める。

(4) 林業事業体の体質強化方策

本市の林業の中心的な担い手である森林組合については、施業の共同委託化による受注体制の整備を支援することにより、就労の安定化、経営の近代化に努める。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

所 在		面積 (ha)	備考
区分	地区 (林班)		
越前市	武生地区	10, 20, 22, 24, 27, 37, 40~43, 48	1, 205. 97
		58, 69, 70, 79, 86, 90	
		204, 205, 226, 227	
	今立地区	250, 252, 259~261, 265, 292, 294	346. 45

(留意すべき事項)

- 1 立木の伐採にあたっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう、大面積の皆伐を避けること。
- 2 土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあってもその目的態様に応じた必要最小限の規模にとどめ、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設けるなど、十分に土地の保全に留意すること。

(2) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土石の切り取り、盛土等土地の形質の変更にあたっては、森林の保全に十分留意するとともに、必要に応じて法面緑化工、土留工、排水施設等土砂の崩壊、流出防止の施設を設けるなど、適切な保全措置を講ずるものとする。

2 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次のア及びイのとおり定める。

ア 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある

森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生育状況を把握できる全国共通のデータや県の調査等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3により定める。

イ 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次の①又は②に掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情や森林の被害状況に応じ単独で又は組み合わせて実施することとする。対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、①に掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

① 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

② 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	(武生地区) 9～15, 19, 20, 22～34, 46, 48～64, 68～71, 73～99, 101～141, 144～191, 193～216, 218～241 林班 (今立地区) 243, 244, 248～252, 258, 259, 267～274, 276, 284～292, 297～313 林班	11, 457. 66

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内（ニホンジカ）において、人工植栽が計画されている場合は、被害の防止の方法の実施状況について、森林法第10条の8第2項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や森林所有者等への聞き取り調査又は現地調査等により確認する。（森林経営計画認定森林においては、森林経営計画の認定権者が確認する。）

なお、被害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対し助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

3 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害の駆除又は予防の方法

森林病虫害被害の防止については、被害の実態を適確に把握し、被害の終息に向けた適切な措置を講ずることとする。

ア 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づく保全すべき松林等において、予防・駆除対策、森林整備を総合的に実施することで、松林の持つ公益的機能の持続的発揮を図る。

<対策対象松林と防除手法>

	松林区分	防除手法	備考
保全松林	高度公益機能森 林	地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。	
	地区保全森 林	高度公益機能森林に準じて防除を実施する。	

イ ナラ枯れ被害対策

森林病虫害等防除法に基づき、自然景観と一体化した地域・施設周辺などを中心に、予防・駆除対策を講ずることとする。

ウ その他

森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者へ森林病虫害に関する情報提供等を行うとともに、県・森林組合等と連携し、適確な被害状況の把握に努め、森林病虫害防除の円滑な実行を確保する。

(2) 鳥獣害対策の方法（2に掲げる事項を除く。）

2（1）アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外の対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害調査や山ざわ緩衝帯の整備等広域的な防除活動等を総合的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮し針広混交林化を進める。

(3) 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を実施する。

(4) 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

越前市の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲にある土地における火入れに関し、森林法(昭和26年法律第249号)第21条の許可の手續により適正に実施する。

(5) その他必要な事項

下記に掲げる森林は、病虫害の被害を受けており、今後の成長が期待されず、被害の拡大も予想されるため、早期に伐採を行なうものとする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森 林 の 区 域	備 考
(武生地区) 196, 197, 201, 203, 207, 208, 209 林班 (今立地区) 242, 243, 304 林班	病虫害の各被害に応じた伐採方法、更新方法などを行うこと

4 その他森林の保全に関する事項

森林の土地売買の監視に関する事項

ア 森林の土地売買に係る基本的事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっている。

一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意志のない者が森林を所有した場合、無許可や無届の伐採、産業廃棄物不法投棄、地下水等の過剰取水など様々な問題が生じる恐れがある。

このため、特にダム上流や生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林については、山林売買を事前に把握して、不適正な利用を抑止するなど監視の強化を図るものとする。

イ 監視の強化を図るべき区域

ダム上流の森林 総ヶ谷ダム

生活用水を供給する井戸などの公共用水源上流の森林
水源かん養保安林

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向から見て、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定する。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
①	204	62.95	9.64	46.06	6.48	0.05	0.72	
②	205	28.55	2.09	26.46				
③	206	40.89	17.86	23.03				
④	294	49.35	44.69	3.79	0.77	0.10		
計		181.74	74.28	99.34	7.25	0.15	0.72	

2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮して、択伐施業、特定広葉樹の育成施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致、景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図る。

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
保育	景観の向上に資するよう必要に応じて、笹等の刈り払いを行うものとする。
伐採	択伐又は長伐期施業を原則とする。
植栽	植栽はできるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備については、自然環境の保全、文化財の保護に配慮しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から整備を行うものとする。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営にあたっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全に適切な配慮を行うものとする。

第6 その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第3の4の公益的機能別森林の施業方法
- イ IIの第3の5の委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他の森林施業の合理化に関する事項
- ウ IIの第4の2の森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

2 森林経営計画の作成要件及び区域の設定に関する事項

地域の実情に応じた森林経営計画を作成するため、路網の整備状況その他の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に施業することができる区域（以下「区域」という。）において、30ha以上の森林を対象に森林経営計画を作成できるものとする。

森林経営計画は、市町森林整備計画に適合して作成することから、越前市森林整備

計画において、下表により区域を設定する。

なお、区域の設定は、効率的な森林施業や路網整備等を進めることにより、将来にわたって持続可能な森林経営が行われるものとして、地形、自然的条件や林道の開設その他の林業生産基盤の整備状況を勘案して設定する。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	大字	林 班	面積
武生 1	200：村国	1	
	452：帆山町	2	
	465：大屋町	3	
	463：西尾町	4	
	464：岩内町	5	
	406：中新庄町	6	
	404：戸谷町	8	
	405：長尾町	7	
	511：南小山町	9	
	505：余川町	10	
	504：松尾谷町	11	
	503：養脇町	12 13	
502：中居町	14 15 16 17 18 19		
	合計		788.58
武生 2	501：入谷町	20 21 22 23 24 25 26 27 28	
	502：中居町	29	
	503：養脇町	30 31	
	504：松尾谷町	32	
	505：余川町	33	
	合計		678.64
武生 3	507：文室町	34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53	
	合計		1,105.13
武生 4	509：上大坪町	61	
	508：萱谷町	54 55 56 57 58 59 60	
	517：上真柄町	62 65	
	520：宮谷町	64	
	522：上真柄入会地	63	
	460：平林町	66 68 72	
	461：庄田町	67	
	459：荒谷町	69 70 71	
	458：西谷町	73 74	
	457：小野谷町	75	
	456：畑町	76	
	362：下平吹町	77	
	361：中平吹町	78 79	
	合計		1,238.85
武生 5	356：国兼町	80 86	
	358：上小松町	81	
	359：森久町	82 83 92 93	
	360：瓜生野町	84 85 87 88 89 90 91	
	357：大塩町	94 95 96 97 98 99 100	
	合計		976.72
武生 6	353：白崎町	138 139 140	
	354：春日野町	101 102 103 104 105 106 107 108 134 135 136 137	
		合計	
武生 7	305：中津原町	109 110 111 112 132 133	
	306：下中津原町	113 114 129 130 131	
	304：勾当原町	126 127 128	
	303：下別所町	115 116 117	
	301：湯谷町	118 125	
	302：中山町	119 120 121 122 123 124	
	合計		1,151.07
武生 8	114：妙法寺町	141	
	111：広瀬町	142 149 150 151 152 153 154 155 156 214 215 216	
	112：池ノ上町	143 144 145 146 147 148	
	合計		778.61
武生 9	566：小野町	157 158 159 160 211 212 213	
	565：勝蓮花町	161 210	
	569：安養寺町	191 201 202 203 204 205 206 207 208 209	
	567：黒川町	196 197 198 199 200	
	552：上杉本町	194 195	
	合計		1,294.35
武生 10	563：丸岡町	162 163 164	
	561：米口町	165 166 168	
	555：菖蒲谷町	174	
	557：土山町	167	
	559：安戸町	170 171 172 173	
	560：菅町	169	
	553：二階堂町	175 180	
	554：千合谷町	176 177 178 179	
	573：牧町	185	
	574：若須町	182 183 184	
	575：中野町	181	
	576：萩原町	193	
	572：小杉町	186	
	571：粟野町	187	
570：曾原町	188 189 190		
	合計		1,344.14
武生 11	108：岡本町	217	
	252：大虫本町	218 221 224 225	
	253：上四目町	222 232	
	254：下四目町	229	
	251：大虫町	219 220 223 227 228 230 231	
	255：高森町	226	
	257：三ノ俣町	233	
	258：横根町	234 235	
	259：北山町	236 237	
	153：米坂町	238 239 241	
	154：余田町	240	
	合計		1,057.95

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	大字	林 班	面積
今立1	150:粟田部町	242	
	301:野岡町	243	
	306:国中町	246 247	
	307:中津山町	244 245	
	205:定友町	304	
	203:岩本町	305	
	202:大滝町	306 307 308 309 310 311 312	
	201:不老町	313	
	合計		687.62
今立2	310:赤坂町	248	
	304:東庄境町	249	
	401:朽飯町	250	
	404:領家町	251 269	
	404:春山町	268	
	406:東檜尾町	252	
	407:波垣町	267	
	408:寺地町	253 266	
	409:横住町	254 262 263 264 265	
	410:清根町	255	
	411:相木町	256 261	
	412:西河内町	257 258 259 260	
合計		862.92	
今立3	413:室谷町	270 287	
	414:長谷町	271 272	
	415:北坂下町	286	
	418:南中町	273	
	419:赤谷町	274 275 276	
	420:水間町	285	
	421:柳元町	277 278 279	
	422:市野々町	280 281 282 283 284	
合計		869.76	
今立4	302:山室町	288	
	206:杉尾町	303	
	207:轟井町	289 302	
	209:長五町	290	
	211:八石町	300	
	213:別印町	291 294	
	214:南坂下町	292 293 295 296 297	
	212:中印町	298 299	
	210:大平町	301	
合計		714.00	

3 針広混交林化に関する事項

(1) 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

(2) 針広混交林化の方法

針広混交林化にあたっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状（横列）群状（モザイク状）伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入にあたっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

① 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し、更新が可能か判断すること。

② 更新補助作業

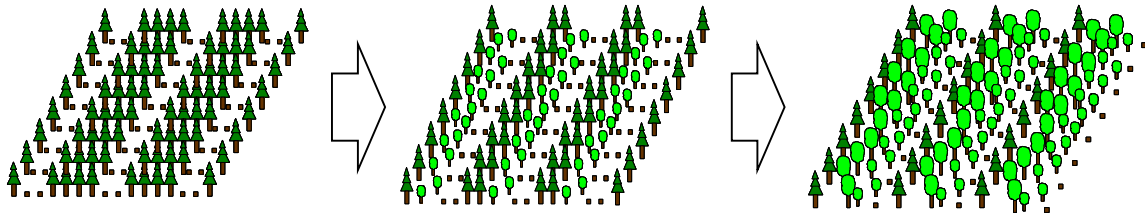
必要に応じ、造林技術基準で定める地表処理を行うこと。

③ 更新完了基準

伐採後5年以内に、福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽又は追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

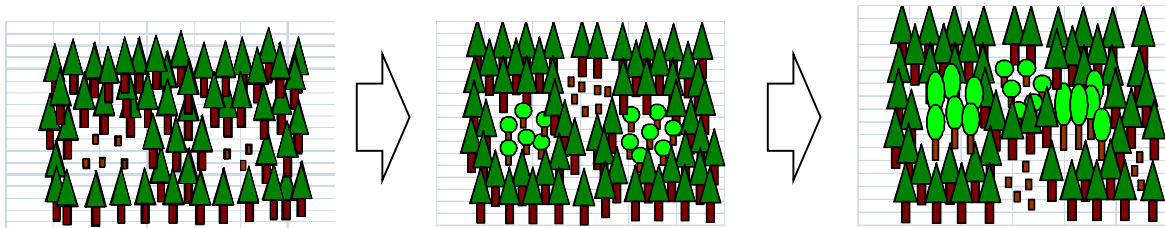
(参考)

① 列状間伐：傾斜が緩やかな箇所

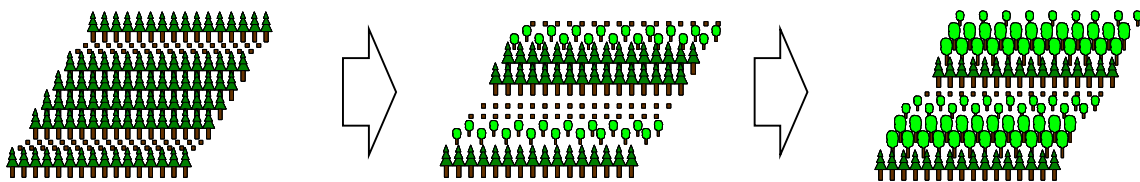


② 郡状（モザイク状）伐採、帯状伐採：傾斜が緩やかな箇所

(郡状)



(帯状) 横列、縦列



4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした森林の総合利用施設の整備状況は、次のとおりとする。

森林の総合利用施設の整備状況

施設の種類		現状（参考）		対図番号
		位置	規模	
1	みどりと自然の村	安養寺町	(A=103ha) 太陽広場 A=22,545 m ² 芝生の広場・ランニングコース キャンプ場・レストハウス 野外ステージ サンスポーツランド A=4,122 m ² 管理棟・テニスコート ゲートボールコート	①
2	金華山グリーンランド	米口町	(A=76ha) 総合案内所 1 棟 休養施設 1 棟 バンガロー 10 棟 コテージ 4 棟 休憩所 3 棟 キャンプ場 6 張分	②
3	八ツ杉自然公園	別印町	(A=20.7ha) 管理棟兼宿泊施設（森の家） 1 棟 研修施設（八角堂） 1 棟 創作施設（創造庵） 1 棟 バンガロー 6 棟 どんぐりハウス 1 棟	③

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本市における市民・企業・行政が連携して森林整備を行う取り組みについて、市民活動との連携を図り、森林の持つ公益的機能について啓蒙に努めるとともに、住民参加型の里山保全活動を支援する。

八ツ杉自然公園については、開催するイベントや講座の中で森林整備に関する企画を立案し、市民参加を促す。

また、みどりの少年団等市内の小・中学校をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むための総合学習や、公民館等のプログラム学習の中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

金華山グリーンランドは、地域住民が中心となり運営している林業構造改善施設であることから、施設を活用した地域おこしや、利用者に対する森林レクリエーションを通じた森林・林業に関する体験ができるプログラム作りとその活動を推進する。

6 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って、施業を実施することとする。

- (2) 森林施業の技術及び知識の普及、指導に関する事項
森林施業の円滑な実行を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携を密にして普及啓発、経営意欲の向上に努める。
- (3) 市有林の整備に関する事項
市有山林の整備については、公益的機能の十分な発揮を前提として、市の資産としての 価値が保全されるよう取り扱うものとする。
- (4) 木材利用の促進に関する事項
越前市木材利用基本方針に基づき、公共施設等での木造化・木質化及び公共工事での木材利用を積極的に推進する。

付属資料

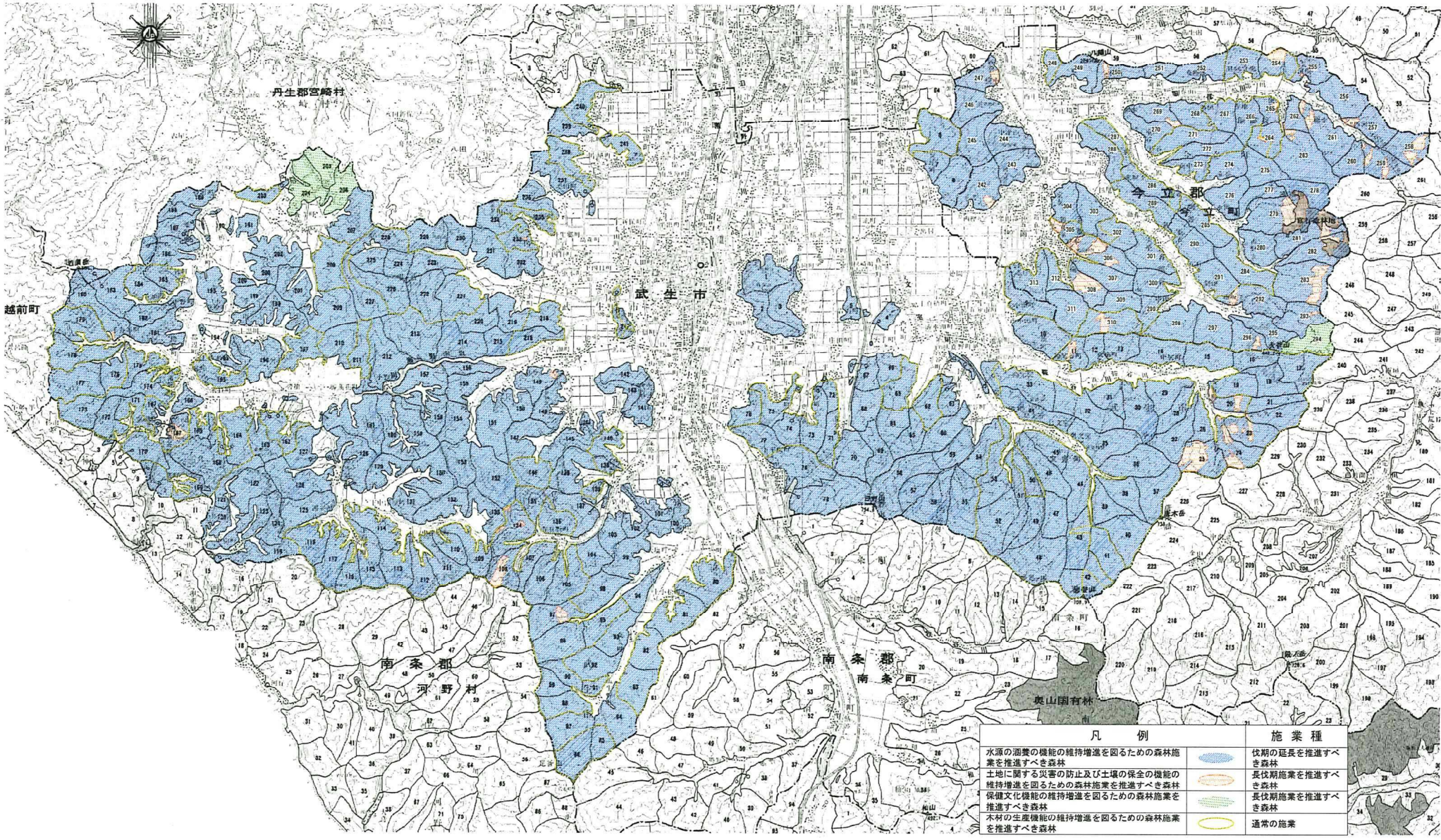
- 越前市森林整備計画概要図
- 越前市森林整備計画ゾーニング図
- 越前市鳥獣害防止森林区域図（ニホンジカ）

越前市森林整備計画に関する用語の定義及び基準

森	林	森林法第2条1項で規定する森林をいう。 ア 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある立木竹 イ 上記の土地の外、木竹が集団的な生育に供される土地 (ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地、およびこれらの上にある立木竹を除く)	
主	伐	利用できる時期に達した立木を伐採することで、次の世代の樹木の育成を伴う伐採をいう。	
択	伐	森林内の立木を抜き伐りする伐採方法をいう。伐採跡地に苗木を植栽し、樹冠層が連続して層の区別が不明な森林を択伐林という。	
間	伐	育成過程の林分で、林木が相互に枝を張り閉鎖して競争が生じた状態(うっ閉状態)になったとき、造林木の競争緩和を目的に行う抜き伐り作業をいう。	
除	伐	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業をいう。	
森	林	所有者	森林法第2条2項で規定する「権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、および育成することができる者」をいう。
森	林	面積	立木地(人工林、天然林)、竹林、無立木地(伐採跡地、未立木地)および更新困難地の面積の総和をいう。
育	成	単層林	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。
育	成	複層林	森林を構成する林木を択伐(抜き伐り)等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立している林分をいう。複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。
針	広	混交林	針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。
天	然	生林	主として天然力を活用することにより成立させ、維持する林分をいう。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。
針	葉	樹	針葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。
広	葉	樹	広葉樹の材積歩合が75%以上の林地をいう。
齡	級		1齡級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1齡級、6年生から10年生までを2齡級とし、以下順次3、4齡級とする。
竹	林		竹林の生育を主目的とする林地をいう。ただし、たけのこ生産のための肥培管理をしている竹林及び笹類は、計画対象森林から除外する。

伐採跡地	樹木を伐採した土地をいい、人工林伐採跡地及び天然林伐採跡地に区分する。
未立木地	一時的に林木の成立していない林分又は樹木が生育していても、樹冠の投影面積が30%以下の土地をいう。これには、草地、笹地が含まれる。
更新困難地	岩石地、湿地、風衝地等立木竹更新が著しく困難な土地をいう。
公益的機能	森林の機能のうち、木材等生産機能を除く、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の4つの機能をいう。
水源涵養機能	降雨・融雪水の地下浸透を助長し、貯留水を徐々に流出させる理水機能
山地災害防止機能	土砂流出、土砂崩壊、なだれ等の災害を防止する機能
生活環境保全機能	強風・飛砂等森林外で発生する要因による生活環境の悪化を防止する機能 および気象緩和など快適な生活環境を保全・形成する機能
保健文化機能	森林浴・キャンプ等の森林利用を通して心身の緊張をほぐし、また、自然学習の実践、情操等のかん養、および各種文化創作の場とする機能
特定保安林	指定目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内の施業を早急に実施する必要がある森林として農林水産大臣が指定したもの。
標準伐期齢	森林生産力が高度に発揮される年齢として定めた林齢で、平均成長量が最大となる林齢を基準とする
保護樹帯	積雪の匍行、寒さ、日照の害を防ぎ、雑草や広葉樹の繁茂を抑えることにより、人工造林による小さい苗木の更新成績を良くし、保護させる目的で、天然林の一部を切り残した樹帯をいう

越前市森林整備計画ゾーニング図



凡例	施業種
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伏期の延長を推進すべき森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	通常の施業

越前市鳥獣害防止森林区域図（ニホンジカ）

